

【目次】

- 1 〔周知〕 インターンシップ支援事業補助金拡充のご案内【高山市】
- 2 〔周知〕 高山市関係人口創出・短期人材受入支援事業の実施についてのご案内【高山市】
- 3 〔募集〕 「令和4年度中小企業合同新入社員研修」開催のご案内【岐阜県】

1 〔周知〕 インターンシップ支援事業補助金拡充のご案内【高山市】

今後、就職活動においてもインターンシップでの学生評価を企業が採用選考で利用できるルール改正が行われるなど、企業・学生の双方において、インターンシップの重要性が高まっていくものであり、市としても、それぞれの立場において理解が深まるインターンシップの実施を強く後押しするため、補助対象経費等を拡充することにより、企業の新規学卒者採用を積極的に支援するとともに地元企業への定着を図ります。

①インターンシップの定義【拡充】

実施期間が3日以上以上の学生の就労体験をいう(5日以上から3日以上に変更)

②補助対象者

市内の事業者(市内に事業所等を設置するもの)

③補助対象事業

令和7年3月31日までに実施されるインターンシップで次の各号を全て満たすものとする。

- (1)インターンシップを目的としたものであること
- (2)事業者が実習生の滞在に要する費用の一部又は全部を負担するものであること
- (3)事業者と実習生が雇用関係にないこと
- (4)市内の事業所などで実施するものであること

④補助対象経費【拡充】

(1)市内の賃貸住宅・借家等の家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料及びハウスクリーニング料。

ただし、事業者が自ら所有する社宅、社員寮に係る経費は除く。

(2)市内宿泊施設の宿泊料

ただし、(1)、(2)について補助上限額を実習生1人当たり1日につき4,000円とする。

(3)(追加)往復に必要な交通費(補助上限を実習生1人当たり1申請につき30,000円とする)

(4)その他市長が認めた書類

⑤補助率

1/2(算定した額に千円未満の端数があるときは、千円未満を切り捨てた額を補助金の額とします。)

⑥補助対象期間

同一の実習生が同一の事業所において実習する期間は年度内の延べ日数の上限を 60 日とする。

詳しくは次のホームページをご参照ください。また、下記までお問合せ下さい。

HP : <https://www.city.takayama.lg.jp/shisei/1000067/1002790/1002803/1007370.html>

○お問合せ先

高山市雇用・産業創出課

TEL : 0577-35-3182 メール : koyou@city.takayama.lg.jp

2 〔周知〕高山市関係人口創出・短期人材受入支援事業の実施についてのご案内【高山市】

令和4年10月1日から令和5年3月31日の6か月間、事業者に向け新たな補助制度を実施します。単なる人手不足解消でなく、「飛騨高山で働きながら、人と交流し、自然や文化に触れ、飛騨高山を新たなふるさと、“帰る場所”と感じていただけるようなファン（関係人口）を増やす」ことを目的としています。

地方に興味があり、地方で短期間働きながら地元の人と交流したいと考えている方が仕事を見つけるための「短期人材募集プラットフォーム」を利用して、高山市内の事業者が飛騨地域外から短期間人材を雇用する場合に、そのマッチング手数料に補助する制度です。

繁忙期の何日間かだけピンポイントで人を雇いたい場合などに民間の「短期人材募集プラットフォーム」を活用することが可能です（どのようなサイトがあるかについては、下記までお問い合わせください）。

①補助の概要

市内事業者が、民間の短期人材募集サイト等を利用して飛騨地域外から短期人材を雇用した際に、サイト運営会社へ支払うマッチング手数料に対して市が補助します。

②補助対象者

市内の事業者（市内に事業所等を有する者）

※ 自営業者、農家を含む。

③対象経費

民間プラットフォームを活用し、飛騨地域外の短期人材とマッチングしたときの手数料

※ 受入一人あたり最長 20 日間分、雇用契約期間 31 日以内

※ 直接、事業者が求人したものに限り（派遣会社からの派遣費用は対象外）

※ 雇用する前に事前申請が必要です

④補助額

対象経費の 1/2 1 事業者あたり上限 1 0 0 千円

※ 令和5年3月31日までに交付申請できるものに限りです

詳しくは次のホームページをご参照ください。また、下記までお問合せ下さい。

HP : <https://www.city.takayama.lg.jp/shisei/1015214/1017311.html>

○お問合せ先

高山市役所ブランド戦略課

TEL : 0577-35-3001 メール : brand@city.takayama.lg.jp

3 〔募集〕「令和4年度中小企業合同新入社員研修」開催のご案内【岐阜県】

県では、県内中小企業の新入社員（入社3年目まで）を対象として、人材育成と職場への定着促進を図ることを目的に、ビジネスマナーやコミュニケーション力を学ぶとともに新入社員同士の仲間づくりを支援するための研修を実施します。

①日時/場所

10月21日（金）9：30～16：30 高山市民文化会館（高山市昭和町1-188-1）

※新型コロナウイルス感染症の状況によっては、中止または延期となる場合があります。

②内容

グループワークを主体にビジネススキルやモチベーションの向上、新入社員同士の交流・仲間づくりを目指す研修

③対象者

県内中小企業の新入社後3年以内の若手新入社員

④参加費

無料

⑤申込方法

専用Webサイト（<https://www.okb-kri.jp/kenshu/>）からお申込みください。

※申込多数の場合は、受講できない場合があります。

⑥申込期限

10月13日（木）17：00まで

○お問合せ先

運営事務局（事業受託者：株式会社OKB総研）

TEL:0120-39-2677（9：00～17：00（土日祝を除く））

【メールマガジンの配信中止・メールアドレスの変更】

配信中止や配信先のメールアドレスの変更を希望される場合は、rousei555@city.takayama.lg.jp あてにメールでご連絡ください。

○配信停止の場合

タイトル：【配信停止】

本文：事業所・団体名、氏名

○メールアドレス変更の場合

タイトル：【メールアドレス変更】

本文：事業所・団体名、氏名、新・旧メールアドレス

___/___/___/___/___/___/___/___/___/___/___/___/___/___/___/___/

高山市 商工労働部 雇用・産業創出課内

高山市雇用促進協議会事務局 担当 菊池

〒506-8555 高山市花岡町2丁目18番地

TEL：0577-35-3182（直通）

FAX：0577-35-3167

E-mail：rousei555@city.takayama.lg.jp

___/___/___/___/___/___/___/___/___/___/___/___/___/___/___/___/